

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた基本指針

令和4年12月5日

香芝市

第1 一般原則

本市で迷子になった犬猫や、飼い主から引き取った犬猫については、奈良県中和保健所・動物愛護センター（以下、「動物愛護センター」という。）にて保護されることとなっている。これらの犬猫は、動物愛護センターにおいて、可能な限り生存の機会が与えられるよう、譲渡事業での個人譲渡などに努められているが、依然として殺処分が発生している状況である。

これらのことを受け、本市においても、奈良県が策定する「奈良県動物愛護管理推進計画」に準じ、動物愛護センターなどとの連携により、動物の命の尊厳を守ることを通じて、社会における生命尊重の涵養を図るとともに、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を目指し、本指針により取組みを進めていく。

第2 「理由なき殺処分ゼロ」について

本来、殺処分を行う犬猫の数は完全にゼロになることが望ましいが、現状においては、治療しても、生存が望めず、苦痛を長引かせてしまうなど、どうしても安楽死処分とすることがやむを得ない場合も存在している。また、「殺処分ゼロ」を求めるが故、ともすれば譲渡団体への押し付けになってしまうことも想定される。こうしたことから、本市は、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を目標に取組みを進めていくこととする。

第3 犬猫の処分の現状

●犬猫の引取り及び処分の状況（香芝市内） ※中和保健所動物愛護センター調べ（単位：頭）

	犬				猫			
	収容	処分数			収容	処分数		
		返還	譲渡	殺処分		返還	譲渡	殺処分
平成30年度	6	2	0	4	79	0	4	75
令和元年度	3	1	1	1	84	0	4	80
令和2年度	2	2	0	0	61	0	14	47
令和3年度	1	0	0	1	46	0	11	35

第4 さまざまな活動主体と協働した取組み

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを推進するためには、行政の活動だけでは限界があるため、地域や関係団体など、さまざまな活動主体との連携・協働が必要である。

特に、猫に関しては、各地域で飼い主のいない猫が存在し、生活環境の悪化や猫の不適正な取り扱いが社会的な問題となっている。飼い主のいない猫を減少させることは、動物愛護センターの引取り数削減に繋がり、結果として、殺処分数の削減にも繋がるが、そのためには、TNR活動などの取組みが必要となるため、さまざまな活動主体との協働が必須となってくる。

このことから、本市は、さまざまな活動主体と連携・協働できる体制の構築に取り組むこととする。

第5 具体の取組み

1. 動物の適正飼養及び管理の推進

[1-1] 適正飼養、繁殖制限及び終生飼養の普及啓発の推進

所有者のモラル欠如やマナー不足による迷惑行為、多頭飼養に起因する周辺環境の悪化、虐待・遺棄による殺処分数を削減するためには、所有者一人ひとりに対し動物に関する知識をさらに深める必要があることから、ホームページや広報誌により、適正飼養、繁殖制限及び終生飼養の普及啓発を行う。

[1-2] 犬の登録の徹底

生後91日以上の犬の所有者は、「狂犬病予防法」により犬の登録義務がある。登録がされていれば、犬の逸走や盗難への対応が可能となり、殺処分数を削減することができることから、未登録犬の飼い主への通知を行うなど、犬の登録の徹底を図る。

[1-3] 所有者明示（マイクロチップ装着）の普及啓発

犬猫の所有者明示の実施率は、全国的に見ると犬が約36%、猫が約20%にとどまっているといわれている（平成18年環境省告示第23号）。所有者を明らかにすることは、犬猫の逸走や盗難への対応が可能となり、返還数の増加に繋がるため、殺処分数の削減が期待できる。このことから、所有者明示の普及啓発を行うとともに、令和4年6月より開始された犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着義務化について、適用を受けない犬猫等販売業者以外への装着努力義務の啓発を行う。

2.猫の殺処分削減に向けた事業の推進

第3に示す犬猫の処分の状況から、特に、殺処分数の多い猫に対して以下の事業を行う。

[2-1] 奈良県不明猫TNR支援事業への参加

奈良県が実施する「所有者不明猫 TNR モデル拡大事業」について、本市は、令和4年3月に連携と協力に関する協定を締結した。当該事業を通じて、本市内で、TNR活動を行うとする地域住民等（自治会長又は地区を代表する者）の支援を行う。

[2-2] 公益財団法人どうぶつ基金の無料不妊去勢手術チケット（行政枠）の交付

公益財団法人どうぶつ基金が行う「さくらねこ無料不妊手術事業」について、本市は、令和4年度5月に協働登録をした。これにより、本市内で猫のTNR活動を行う個人又は団体への行政枠チケットの交付が可能となり、当該チケットの交付手続を通して、地域における動物愛護管理の担い手の活動支援、また、各活動主体と連携・協働できる体制の構築を図る。

[2-3] まちづくり提案活動支援事業補助金による TNR 活動への支援

市民団体が提案し実施する地域課題または行政課題の解決を目指す事業に対し、補助金を交付する制度である「まちづくり提案活動支援事業補助金」の活用促進を図ることにより、TNR活動を行う団体への支援を行う。